第130号議案　多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定について

本案については、従来より、多摩中央公園内駐車場については、多摩市複合文化施設（パルテノン多摩）と一体で、施設管理を行っていることから、次期、パルテノン多摩の指定管理者に選定された「パルテノン多摩共同事業体」を指定するものです。

しかし、駐車場そのもの運営は、多摩センター地区全体の「共同利用駐車場」として運営が存続されていく方向であり、「パルテノン多摩共同事業体」から民間の駐車場運営会社への業務委託方式になると考えています。

今後、駐車場の稼働率をあげることを考える時、その取組みは、パルテノン多摩だけの努力ではなく、中央図書館やグリーンライブセンター、富沢家を含む、多摩中央公園全体の公園経営の努力が求められ、実際、今後、多摩中央公園にはパーク PFI 制度を導入する予定になっていますが、全国で郊外地域の公園に目を向ける時、その収入の多くを占めるのは「駐車場収入」とも言われており、入場料を取らない公園にとっては、駐車場収入をテコのひとつにしながら、活性化方策を企画立案するような流れになっていることを申し添えておきたいと思います。

パルテノン多摩の運営は大きく変わっていくはずであり、それは駐車場収入を充てにした経営や運営であっては困ります。その意味では、多摩中央公園内駐車場の利用料収入をどのように全体公園経営の中で位置づけていくかについて、改めて議論をすべきですし、そのことは、その他、公園の駐車場が現段階では有料化できていないことを考えても、整理する意味で議論しなければならない課題のひとつであると指摘したいと思います。

以上を申し述べ、本議案に対する意見討論といたします。